

通知書番号

あなたの市民税・県民税額を次のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定により通知します。

各期別ごとの納付額をそれぞれの納期限までに金沢市指定金融機関等に納めてください。

## 1 市民税及び県民税の合計年税額

市民税及び県民税の合計年税額

円

徴収方法  
ごと  
年税額

給与から特別徴収  
の方法によって徴収する額

円

公的年金から特別徴収  
の方法によって徴収する額

円

普通徴収

の方法によって徴収する額

円

所得、控除、税額等の明細は2枚目をご覧ください。

賦課期日現在の住所

## 2 徴収方法ごと内訳

### (1) 普通徴収

◎納付書又は口座振替により納める方法です。

期別	納期限	納付額
		円

配当割額・株式等譲渡所得割額が充当される場合は、充当後の納付額を表示しています。

### 口座情報

金融機関名	預金種目
口座名義人	口座番号
振替方法	

◎個人情報保護のため口座番号の一部を[\*]で表示しています。

### (2) 公的年金からの特別徴収

◎公的年金の支払の際に、次の公的年金からその支払者が徴収(引き去り)します。

支払者の名称	公的年金の種類	
支払者の法人番号		
仮特別徴収	徴収月	
	引き去りされる(予定)税額	円
	特別徴収税額	円
特別徴収	還付又は充当予定の税額	円
	徴収月	
	特別徴収税額	円

還付・充当については 2枚目裏の右側上部

あなたが、本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、翌年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

仮特別徴収	徴収月	
	特別徴収税額	円

### (3) 給与からの特別徴収

◎給与の支払の際に、給与からその支払者が徴収(引き去り)します。

内訳については、給与支払者に通知している特別徴収税額の決定通知書をご確認ください。



### 3 課税の根拠

この税金は、地方税法第294条及び第24条並びに金沢市税賦課徴収条例第18条及び石川県条例第39条の規定により、令和2年中の所得に基づいて、令和3年1月1日現在の住所(過年度分については、前年中の所得に基づいて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住所)が金沢市にある又は住所はないが家屋敷・事務所などがある方に対して課税されたものです。

### 4 不服申立て及び訴えの提起

この納税通知書に記載された事項について不服がある場合には、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。また、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

### 5 延滞金

納期限までに税金を納付されない場合には、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「延滞金特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

### 6 督促状

納期限までに税金を納付されない場合には、納期限後20日以内に督促状が発せられます。

### 7 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金が完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

### 8 納期

第1期	令和3年6月10日～令和3年6月30日
第2期	令和3年8月1日～令和3年8月31日
第3期	令和3年10月1日～令和3年10月31日
第4期	令和4年1月1日～令和4年1月31日

なお、納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合は、その翌日が納期限になります。

### 9 減免

災害、生活困窮等で市民税・県民税を納付することが困難になったときは、納期限までに申請することにより減免となる場合があります。

### 10 所得控除

項目	控除額	項目	控除額	
社会保険料	支払保険料全額	寡婦	26万円	
小規模企業共済等	支払掛金全額	ひとり親	30万円	
生命保険料 (個人年金・ 介護医療保険料 含む)	平成23年12月31日以前に契約したもので一般の保険料又は個人年金保険料の支払額が ①15,000円以下 ……………支払保険料全額 ②15,001円～40,000円…×1/2+7,500円 ③40,001円～70,000円…×1/4+17,500円 ④70,001円以上 ……………一律35,000円 両方ある場合は、その合計額	勤労学生	26万円	
	平成24年1月1日以降に契約したもので一般の保険料や個人年金保険料、介護医療保険料の支払額が ①12,000円以下 ……………支払保険料全額 ②12,001円～32,000円…×1/2+6,000円 ③32,001円～56,000円…×1/4+14,000円 ④56,001円以上 ……………一律28,000円 複数ある場合はその合計額 ただし70,000円を超える場合は一律70,000円	障害者	普通 26万円 特別 30万円	
	旧契約と新契約の両方がある場合 ①旧契約保険料の支払額が42,000円以下 旧契約控除と新契約控除の合計額 ただし28,000円を超える場合は一律28,000円 ②旧契約保険料の支払額が42,001円以上 旧契約控除の金額	同居特別	53万円	
	地震保険料 ①50,000円以下 ……………×1/2 ②50,001円以上 ……………一律25,000円 旧長期保険料 ①5,000円以下 ……………支払保険料全額 ②5,001円～15,000円 ……×1/2+2,500円 ③15,001円以上 ……………一律10,000円 両方ある場合は、その合計額 ただし、その合計額が25,000円を超える場合は一律25,000円	配偶者	納税者本人の所得により 一般 最高33万円 老人 最高38万円	
	雑損	損害金額－保険金等で補てんされる金額＝A 「A－総所得金額等の合計額×10%」と「災害関連支出額－5万円」とのいずれか多い方の金額	配偶者特別	所得により 最高33万円
	医療費	次の①から②を差し引いた額(最高限度額200万円) ①支払額－保険金等で補てんされる金額 ②「総所得金額等の合計額×5%」と「10万円」とのいずれか少ない方の額 ※セルフメディケーション税制を選択した場合は、①から1万2千円を差し引いた額(最高限度額8万8千円)	扶養	一般 33万円 特定 45万円 老人 38万円 同居老親等 45万円
			基礎	納税者本人の所得により 最高43万円

※市民税の控除額と所得税の控除額では、金額や計算式が異なるものがあります。(社会保険料、小規模企業共済等、雑損、医療費以外の項目)

### 11 税率

#### (1)均等割

合計所得が一定以上	市民税	県民税
一律	3,500円	2,000円

※県民税均等割のうち500円は、いしかわ森林環境税として森林環境保全のために使われます。

#### (2)総合課税所得割

課税標準額	市民税	県民税
一律	6%	4%

#### (3)分離課税所得割

区分	税率	
	市民税	県民税
長期譲渡所得金額	一般 一律	3%
	特定 2,000万円以下の部分	2.4%
	2,000万円超の部分	3%
	6,000万円以下の部分	2.4%
短期譲渡所得金額	一般	5.4%
	軽減	3%
株式等の譲渡所得等の金額	一般株式等	3%
	上場株式等	3%
上場株式等の配当等所得金額		3%
先物取引に係る雑所得等の金額		3%
山林所得金額		6%

### 12 税額控除等

#### (1)調整控除

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額を所得割額から控除します。

合計課税所得金額(※)が200万円以下の人

次の①と②のいずれかが少ない金額の5%(市民税3%、県民税2%)を所得割額から控除します。

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額(※)

合計課税所得金額(※)が200万円超の人

次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の5%(市民税3%、県民税2%)を所得割額から控除します。

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額(※)から200万円を控除した金額

※合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額	
ひとり親	父 1万円	寡婦	1万円	扶養	一般 5万円	
	母 5万円		勤労学生 1万円		特定 18万円	
	普通 1万円		配偶者 一般 最高5万円		老人 10万円	
障害者	特別 10万円	配偶者 老人 最高10万円	同居老親等	13万円	基礎	5万円
	同居特別 22万円	配偶者特別 最高5万円				

#### (2)配当控除

種類	課税総所得金額等		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
私募証券・外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
投資信託等・外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

#### (3)住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除を受けた場合で、次の①と②のいずれかが少ない金額を所得割額から控除します。

①所得税の住宅借入金等特別税額控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった金額

②所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)

※平成26年4月以降の入居の場合は、課税総所得金額等の7%(最高136,500円)。

ただし、消費税率が8%又は10%の場合のみ。

適用の割合	税率	
	市民税	県民税
	3/5	2/5

#### (4)寄附金税額控除

次に指定する団体に寄附する場合で、①と②のいずれかが少ないほうの金額から2千円控除した金額に下記の割合を乗じた金額を所得割額から控除します。

- ・都道府県、市区町村
- ・石川県共同募金会又は日本赤十字社石川県支部
- ・石川、金沢市の条例で指定する団体

- ①寄附金支出額
- ②総所得金額等×30%

適用の割合	税率	
	市民税	県民税
	6%	4%

※総務大臣が指定した都道府県、市区町村に対する寄附金については特例控除額が加算されます(特例控除額は所得割の2割を限度とします。)

#### (5)外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法によりその外国税額を所得割額から控除します。

#### (6)配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除

住民税が特別徴収されている上場株式等の配当所得・株式等譲渡所得を申告した場合、所得割の課税標準に含めて課税し所得割額から特別徴収税額を控除します。なお、控除しきれない額があるときは還付又は充当します。

適用の割合	税率	
	市民税	県民税
	3/5	2/5

還付・充当については☞2枚目裏の右側上部







## 公的年金からの特別徴収制度について

年金からの特別徴収(引き去り)は納付方法が変わるだけで、新たな税負担が生じるものではありません。

### ○対象となる方

次の①と②の両方の要件に該当する方

- ①令和3年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者で、市民税・県民税の納税義務のある方
- ②年額18万円以上の老齢基礎年金、老齢年金、退職年金などを受給している方で、介護保険料が公的年金から特別徴収(引き去り)されている方

※対象となる方は、本人の希望により普通徴収に変更することはできません。

### ○対象となる税額

年金特別徴収の対象税額は、厚生年金、共済年金、企業年金などの公的年金の所得金額から計算した市民税・県民税のみです(遺族年金、障害年金などの非課税の年金は除きます)。給与所得や事業所得など、他の所得金額から計算した市民税・県民税は、これまでどおり給与特別徴収(給与からの引き去り)又は普通徴収(納付書による納付又は口座振替)で納めていただきます。

### ○納税方法

公的年金受給者が支払うべき市民税・県民税を厚生労働大臣などの「年金保険者」が金沢市へ直接納め、受給者には、年金から市民税・県民税を差し引いた金額が支払われることになります。

#### 令和3年度から新たに特別徴収される人

方法	普通徴収		特別徴収		
	月	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月
税額	年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

※「普通徴収」は、納付書による納付又は口座振替で納めていただく方法、「特別徴収」は、年金からの引き去りで納めていただく方法です。

#### 前年度に引き続いて特別徴収される人

方法	仮特別徴収			特別徴収		
	月	4月	6月	8月	10月	12月
税額	令和2年度の年税額の6分の1ずつ			令和3年度の年税額から、仮特別徴収額を差し引いた残額の3分の1ずつ		

## 年金特別徴収から普通徴収への切替

賦課期間(1月1日)後に他の市区町村に転出した場合や、年途中で税額が変更になった場合には、一定の要件の下、特別徴収が継続されます。なお、死亡された場合などは、年金からの引き去りが中止になり、特別徴収できなくなった残りの税額を、普通徴収(納付書による納付又は口座振替)に切り替えて納めていただきます。

## 給与特別徴収から普通徴収への切替

給与特別徴収の場合、課税された税額は勤務先を通じて、6月から翌年5月まで12回に分けて、毎月給与から特別徴収(引き去り)されます。

なお、中途退職等により給与の支払を受けなくなったときは、次の場合を除き、特別徴収できなくなった残りの税額を、普通徴収(納付書による納付又は口座振替)に切り替えて納めていただきます。

- ①退職後、再就職し、新勤務先で引き続き特別徴収されることを申し出た場合。
- ②退職時に給与又は退職手当等から残りの税額を特別徴収(一括徴収)された場合。

## 年の途中で金沢市外へ転出した場合

令和3年度の市民税・県民税は、前年1年間(令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)の所得に対し、令和3年1月1日現在(賦課期日)に住んでいた市区町村が賦課決定します。このため、令和3年1月2日以降に他の市区町村に転出された場合も金沢市に納めていただきます。

## 死亡された人の市民税・県民税

令和3年1月2日以降に死亡された人についても、令和3年度の市民税・県民税が課税されますので、相続人に納めていただきます。

## 還付・充当について

還付又は充当予定の税額については、後日、改めて通知します。ただし、死亡されている場合の還付先は、相続人代表様(公的年金からの特別徴収に係る税額については、相続人代表様又は公的年金の支払者)となります。

## 口座振替に関する注意事項

### ○振替日について

全期分一括振替の場合は、第1期の納期限の日、期別振替の場合は、各期別の納期限の日です。

※振替日の前に、あらかじめ預金残高をご確認ください。残高不足等で振替不能になった場合は、原則として翌月末に再振替いたします。全期分一括振替の場合は、原則として翌月末に第1期分を再振替し、以降その年度は期別ごとの振替となります。

### ○口座振替の廃止・変更について

口座振替を廃止されるとき、取扱金融機関を変更されるとき、又は振替方法(全期分一括振替⇄期別ごとの振替)を変更されるときは、取扱金融機関へお申し込みください。

### ○振替の確認について

全期分一括振替の方は7月に、期別ごとの振替の方は3月に、1年度分をまとめた「口座振替納付済通知書」をお送りします。なお、通知書が届くまでは通帳でご確認ください。

## 納付書に関する注意事項

口座振替の方や、この納税通知書で納める税額がない方の納付書は、同封していません。また、領収証書は、後日の証拠として5年間、大切に保管してください。納付後、すぐに「納税証明書」の申請をされる場合は、必ず領収証書をご持参ください。

次の場合は、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリでお取扱いできないことがあります。取扱金融機関窓口でご納付ください。

- ①期別の納付額が30万円を超えるもの
- ②バーコードが印字されていないもの
- ③納期限が過ぎているもの
- ④破損、汚損など又は読取機の不調により、バーコードで読み取れないもの

納税協力会に加入している方の納付書は、1枚目表の中段に記載されている納税協力会に送付してあります。

※次に該当する場合は、納付書を納税協力会から受け取ってください。

- ①ご自分で納付を希望される場合
- ②口座振替をされる場合
- ③納税協力会を脱会される場合

## 均等割・所得割がかからない所得限度額

均等割・所得割がかかるかどうかは、扶養人数と合計所得によって決まります。次の合計所得以下の場合は、税金がかかりません。

扶養人数	なし	1人	2人	3人
均等割	42万円	93万円	125万円	157万円
所得割	45万円	112万円	147万円	182万円

※扶養4人以上の場合は、1人増えるごとに均等割…32万円、所得割…35万円を、扶養3人の場合の金額に加算します。

また、本人が寡婦、ひとり親、障害者、未成年いづれかに該当し、合計所得135万円以下の場合は、税金がかかりません。

## 課税・非課税、税法上の被扶養のめやす

パートやアルバイトも給与所得のため、課税対象となります。なお、合計所得が48万円を超えると、市民税・県民税や所得税の扶養には入れませんので、配偶者控除、扶養控除、障害者控除の対象にはなりません(健康保険や、扶養の手当関係についてはこの基準とは異なります)。

給与の年収	97万円以下	97万円超 100万円以下	100万円超 103万円以下	103万円超
市民税 県民税 (※注)	均等割	かからない	かかる	かかる
	所得割	かからない	かからない	かかる
所得税(※注)	かからない	かからない	かからない	かかる
税法上の被扶養者	なれる	なれる	なれる	なれない

(※注)この事例の所得控除は、基礎控除のみで設定しています。